

“女性・子どもの人身売買-
ミャンマー(ビルマ)におけるその全体像”

“不法労働の動き:女性・子どもの人身売買をめぐる”地域会議

1997年11月25日~28日

タイ・バンコック

(財)女性のためのアジア平和国民基金

無断転載を禁じます。

(財)女性のためのアジア平和国民基金

1998年3月発行

目 次

1. 序
2. 類型
3. ミャンマー（ビルマ）の社会的、経済的、政治的、法的現状
 - (A) 社会的側面
 - (B) 経済的側面
 - (C) 政治的側面
 - (D) 法的側面
 - (E) 子ども人身売買
4. 防止および社会復帰策
社会復帰活動
5. ミャンマー（ビルマ）に戻った帰国者の取り扱い
6. 事例研究
 - 事例1
 - 事例2
7. 将来に向けて
8. 結語

女性の人身売買：ミャンマー（ビルマ）におけるその全体像

1. 序

1. 売買とは“品物の取引”あるいは売買してはならないものの利用と定義される語である。例えば、人間の生命の不正売買である¹。同じように、売買人と云う語は“運び屋あるいは別の言い方をすれば、商人である”と定義される²。この意味は法的な意味合いではごくまれだが³、ある反密売買条約における麻薬の密売買は例外である⁴。これは社会学、心理学、法律、文化、健康、対女性暴力のような多くの主題、またその他関連の主題と結びつくテーマである。

2. 権威ある英語辞書の中の定義については、表面的にではなく、十分な検討が必要だ。この密売買と云う用語は検討を加え、調査を行ってその本物の、真の意味を掴まなければならない。本書は女性の人身売買に関して、ミャンマーにおける概括的な捉え方や状況を検討するのを目的とする。この場合想起すべきは、道義法では何かある法人について書かれる時にはいつでも、もうひとつの見方があることだ。両方の見方を考慮し、正確な答えを見出すのが合理的な人間である。同じように、普遍的に受け入れられている道義法は、あらゆる事柄において相手に傾聴させる権利をこちらに認めるものである。

3. これから類推して、ミャンマーは道理にしたがって考える人が多くのことばの背後にある真実を理解できるよう、このテーマに関する全体像を提起する。この提起にあたって、本書は以下の見出しに分ける。

- (i) 類型
- (ii) ミャンマー（ビルマ）の社会的、経済的、政治的、法的現状
- (iii) 防止および社会復帰策
- (iv) ミャンマー（ビルマ）に戻った帰国者の取り扱い
- (v) 事例研究
- (vi) 将来に向けて
- (vii) 結語

1 ポケット版オックスフォード辞典

2 A.S.ホーンビー「現代オックスフォード上級学習者辞典」第3版も参照。

3 ジョン・パーク、オズボーンの「コンサイス法律辞典」第6版（ロンドン）、A.F. オッペ、ワートンの「法律辞典」第14版（ロンドン）、K.J.アイヤー「法律用語語句の手引き」第4版（アラハバード）も参照。

4 J.スターク [国際法入門] 1984年（ロンドン）、アイ・ブラウリー「公共国際法の原則」1983（ロンドン）、L. オッペンハイム「公共国際法」第1巻、1974

2. 類型

4. ミャンマー（ビルマ）人女性の地位には、確かに極めて独特なものがある。女性の地位はミャンマーの年代記によれば紀元前9世紀まで溯る歴史に明らかである。これらの年代記は、ミャンマー北部のトゥグングがミャンマー文明の発祥の地である、と明記して

いる。1829年にはじめて編集されたミャンマーガラス宮殿年代記では、トゥグング王朝と紀元483年に築かれたタレキッタラ・ピュー王国が結びつく。タレキッタラ王国は紀元483年から832年にわたって栄え、ミャンマー史は最初の王朝、すなわちバガン帝国は今日もわれわれ中にある芸術、モニュメント文化やパゴダで栄えたことを伝えている⁵。

5. ミャンマーにおける女性の地位はピュー王国の時代からつねに高い。古代から女性はミャンマー文化では非常に高い地位が与えられていた。繰り返すが、女性は人々の生活で大層重要な役割を果たした。ドナーも奴隷も同様であった。女性はミャンマー王国にあってさえ、中心人物として描かれている。宮殿の女官だけでなく、乳母や王の書記、すなわち秘書もいた。また、奴隷の中には女性の音楽家、歌手、踊り子もいる⁶。

6. さらに、モン王国ではシンサウプー女王が紀元1453年から1472年まで統治した。彼女の統治は優れたものであり、後世に優雅な思い出を残している。同様に、ラキネス王朝にもウェサリに女王クワイピがいて紀元334年から341年にかけて統治した。要約すると、モン・モン博士が1963年に書いたように、金銭のような大事な事柄では、女性が男性と同じ権利を享受し、唯一の不利な点は女性たちが女から直接、仏になれないことである。しかし、月並みな祈りの人を別にすれば、誰も仏陀になろうとは思わない。女性の平等は家庭だけでなく、公的生活でも認められている⁷。

7. 上に述べたことは、ミャンマー文化では女性が法的にも、社会的にも男性と同じ権利を享受していると云う事実を証明している。つまり、古代から女性が極めて高く、また尊敬さるべき地位にあった、と云う事実の論理である。文化と歴史による女性の類型は男性と同じである。近代化とともに、女性の地位の改善はさらに進んだが、次章では彼女らの地位について体系的、理論的に検討を加える。類型的には女性が尊敬に値し、その地位が実に高いものである、と分類できるのである。

5 ウィン・メイ博士『ミャンマーにおける女性の地位』ヤンゴン、1995

6 同上

7 モン・モン『ミャンマー法および慣習の中の女性とミャンマー家庭』ヘーグ、1963

8. 人間の虐待や売春に至るミャンマーの人身売買を扱った記事や作品がある。その回答の根っこに迫るには、ミャンマー女性の類型の背景を知らなければならない。女性の類型は徳ある女性、ミャンマー社会から尊敬されていると分類できる。確かに、人身売買はあるが、多くは犠牲となった者の自己の利害から出たのではなく、不正行為やうその約束のせいである。被害者には害のないように見えたのに、後になって彼女らを傷つける状況に陥れる。人身売買人がするこのようなくその、害のないように見える約束、これがこの問題の被害者を生み出す主な原因のひとつである。害のない約束の例では、皿洗いとかミャンマーの女性だけでなく、世界の貧しいすべての女性を誘いかける類の仕事がある。

9. ミャンマー女性の現在の地位は、他の国々の女性のそれとは全く異なっている。上

に述べた歴史的、文化的な側面から、女性は全く異なる扱いを受けていて地位も高い。法によって守られているさまざまな機会、権利、特典はミャンマー女性に開かれている。

10. 北京会議に出席したミャンマー代表は女性の失われた権利を要求するためではなく、ミャンマー女性や子どもがその権利を享受していることを説明するために、会議に臨んでいた。世界の他の地域の女性たちは、状況としてその権利を喪失しつつある。ミャンマー女性は現在、その権利を十分に享受していて、ミャンマー人民もまた、今日のミャンマーの諸宗教の基礎を形成する文化的な特徴や伝統を維持している。

11. 男性と同権にも拘らず、ミャンマー女性の振る舞い方は大層、洗練されている。このような女性の類型では、女性は二流の人間ではない。政府は女性の教育、健康を高め、高貴な文化に基づいて彼女たちを育てると云う視点を取り上げて来ている。とくに、国境の地域ではミャンマー政府は女性の教育水準を上げている。この点については、後の章で検討する。

3. 現在のミャンマーの社会的、経済的、政治的、法的現状

12. 序で述べたように、どのドラマにもそのストーリーには裏があるのが常である。そのストーリーの裏を理解して、合理的、論理的な像を見出すことが必要だ。本章では、学問の異なる角度から、すなわち、社会学、経済および法を通して分析を行い、ミャンマーの全体像だけでなく、文化に基づくミャンマー概念も明らかにしたい。ミャンマー文化の高貴な側面を理解するなら、ある程度、人身売買があるとしても、ストーリーには裏があることも理解できるだろう。他方、ミャンマーの現状が変化して来ている、ものを見るのはこれに照らしてすべきであり、判断を損なうような一方的な偏った意見に基づいてはならない、これを忘れてはならない。

13. また念頭に置くべきなのは、ミャンマー人の性格が正義とフェアプレーを大事にすることである。この正義とフェアプレーと云うのは、ミャンマー人の性格を見る際に常に理解しなければならない、極めて支配的な要素である。

A. 社会的側面

14. ミャンマー人女性の人身売買のあることは否定できない。この側面を調査する際には、常にこの行為の根がどこにあるのか、それを研究する側面がなければならない。このような考えられない状況に同意する、あるいは落ち込んで行く女性の社会的側面は何だろうか。この種の仕事が好きなのだろうか。自由意志でそうなっているのだろうか。この状況の背後にある、真の社会的理由は何なのだろうか。

15. 先に指摘したように、ミャンマー文化の社会的側面はやさしさ、親切心それに公平さに基づく文化だと云うことである。これがミャンマー民族 135 民族すべてのミャンマー文化の支配的要素である。この文化の根からは、1500 年以上にわたる文化によって社会

的に受け入れられないものごとをひどく嫌うと云う観念が生ずる。

16. 云うまでもなく、“世界最古の職業”はたまたま、どの上品なミャンマーの男も女もひどく嫌うものの一つなのである。この云い方からさらに質問が生ずる。“それではどうして少女たちはこのような不幸の生け贄に自らなってしまうのか？”人身売買の犠牲にされてしまうのは、彼女たちの自由意志でも、この種の仕事が好きなわけでもない。彼女たちの“無邪気さと人身売買人への信用”がそうさせるのである。

17. 生来、ミャンマー人は単純な、人を信ずる民族である。とくに田舎の人々は人を額面通りに受け取る。批判は大変簡単である。どうして信用するのか？と。しかし、別の面から見れば、これら単純な人々の心に入り込み、彼らが考える線で考えるの容易ではない。また、他の国でそれなりの給料でウェイトレス、皿洗いあるいは客室係メイドになると云ういい話しを持ち込んでくる、身だしなみのきちんとした人身売買人に疑いを持つのも容易ではない。単純な心の人だと、単純に考え、疑うことはしない傾向がある。これが“善良なる人”と、“醜い人”の間の社会学的相違である。醜い人は善良な、無邪気な人を毘にはめる最高の方法を考える。しかし、無邪気な人は善良なことのみを考えるから、皮肉にも、苦しむのはいつも無邪気な人と云うことになる。

18. 生半可な知識や話しの一方の面にのみ耳を傾けると云うのは、考えていく上でいつも危険である。最近、ミャンマーは批判の集中砲火を浴びている。人の心に巧みに入り込む先入観があると、心理的に真実を受け入れることは難しい。とくに心理学的に無知な脳が、否定的な考えだけで洗脳される場合はそうである。有名な例として、ある部屋に悪魔がいると云うストーリーがある。その部屋に入らなければ悪魔がいるのか、天使がいるのかは知ることはできない。結局、その部屋の内部には何もないかも知れない。だからミャンマーはうわさに耳を傾ける人がストーリーの裏側に耳を傾け、自分で判断するように奨めるのである。

19. 国家法秩序回復評議会（SLORC）による国民の抑圧があるのかどうかを見るには、大層公平な精神を持ち、自分でミャンマーを見に来る必要がある。1948年の独立以来、現政府下における程、平和と静けさは一度もなかった。国境の地域においてさえ、剣はすきに変り、銃はごく小さい地域を除いて沈黙したままである。なぜか。国境地域・国内民族省が設立され、これら遠隔地域の開発が指導者たちに優先的に取り上げられ、適切に進んでいるからである。

20. 古代からミャンマーはあらゆる宗教に崇拝の自由を認めて来た国である。崇拝の自由ではすべての宗教の国内での伝道が認められる。現存するこの自由の記念碑は、バンドーラ広場として知られるヤンゴン中心地にある旅行者の呼び物を一見すれば、目の当たりにできる。そこではパゴダ、教会、モスクやヒンズー教寺院が栄えていて、いずれも歩いて行くことのできる距離にある。この事実はどの批判者も決して取り上げない。なぜか。理由は彼らにだけ分かっている。このような崇拝の自由がはっきりと、また象徴的に認め

られている時に、どうして人身売買が、倫理的にビルマの仏教文化の促進に活動的と思われるSLORCによる抑圧の間接的結果であると云えるだろうか。

21. 反対にSLORCの指導者は仏教がミャンマーの有力宗教であるにも拘らず、国の他の宗教を促進し、敬意を表すことを怠らない。この事実を認めさせるしっかりした証拠がある。ただし、いつもながら他の考えに心を開き、自分で確かめることが条件である。政府の社会的目的は実際に高いもので、以下のようになる。

1. 国民全体の士気と道徳性の向上
2. 国民の特権的地位と統合の向上と文化遺産や国民性の保存・保護
3. 愛国精神のダイナミズムの向上
4. 国民全体の健康、フィットネスと教育水準の向上

B. 経済的側面

22. 批判者は往々、SLORCが喉から手がでるほど外国為替が欲しいがために1988年末にタイに頼り、漁業、伐採、宝石採掘、ガスやその他の天然資源の開拓に対するいろいろな経済的な手数料の提案した、と云っている。厳しい言い方では、貧困な経済状況のために人身売買が起こり、多分女性が売春に落ちてしまうと云うことである。

23. 繰り返しになるが、生半可な知識は意見をまとめる際には危険である。1988年以来、ミャンマーはふたつの主な法、すなわちミャンマー連邦外国投資法1988と国有経済企業法1989の導入を通して市場経済システムの実施に踏み切った。これらのふたつの法の後、ミャンマー市民投資法¹⁰が続き、ミャンマー市民の投資を促進することになった。これらの法とは別に、独立前後に定められた旧会社法が1988年には存在していた。これらの法は1988年に息を吹き返し、かくしてミャンマーは健全な法的、経済的システムをどうにか築くことができた。

24. 今日1997年7月31日現在、ミャンマーへの投資国は22国を数え、国の承認を受けた投資額は経済の様々な分野で63億6145万ドルに達している。民間での投資額は107億4683万KSとなっている。1995～1996および1996～1997会計年度の外国投資を見れば、1996～1997には400%の増加のあることが分かる。1992～93、1996～97の平均経済成長率は8.25%で、これらはいずれも、殆ど国際的に報道されることのないミャンマー経済の成長の厳然たる事実として際立っている。“過失推定則”のような有名な法律の格言がある—ことばは厳然たる事実以上に語るができるのだろうか。厳しい経済条件や抑圧のためにどのようにして人身売買が起こるだろうか。

8 ミャンマー連邦外国投資法、SLORC法第10/88号

9 国有企業法、SLORC法第9/89号

10 ミャンマー市民投資法、SLORC法第4/94号

11 タン・シン『ミャンマーの全体像における経済—法的関連』、ヤンゴン、1996

25. 経済計画は目的、適切なシステム、法的手順で行われている。このような状況にあてしばしば自ら問う質問は“どうして批判者はこのような発展には沈黙し、間違って伝えられたデータに基づくこじつけにかくも雄弁なのか”と云うことである。多分、経済は政府の第4次経済目標で判断できるだろう。すなわち国と国民が主導権を取ってミャンマー経済を立ち行かせなければならぬし、これがこの成功の陰の巡洋艦なのである。

C. 政治的側面

26. 無政府状態が支配した、ミャンマー史に前例のない時期、すなわち1988年の騒乱に続いて、国家法秩序回復評議会は1988年9月18日に国家責任を引き受けて、ミャンマーが崩壊するのを防止しなければならなかった。それ以来、政府は多党民主システムへの地ならしを行い、そのために1988年の政党規制法の施行のような必要手段を取って来た。しかし、国内135グループの母なる国であり、仏教、キリスト教、イスラム教、およびヒンズー教の共存するミャンマーでは、ミャンマー人が熱望する新しい社会を築くには注意が必要である。目指されたのは、自由、平等、正義の普遍的原則に基づく多党民主社会であり、ミャンマーの伝統的な慣習や価値と調和する民主社会である。その際強調されたのは、共同体の善である。アジアの隣国と同じく、ミャンマーは個人主義に力点のかかりすぎる西欧型民主主義を達成しようとは全く望んでいないのである。

27. 多党・民主社会の目標を実現するために、国民代表者会議が開かれ、新憲法のための基本原則、すなわち確固たる政府が結成され、平和的、現代的で啓発された国家を創出しなければならない、と云う基本そのものを定めたのである。この代表者会議にはミャンマーのあらゆる階級を代表する8つの範疇に入る人々が参加している。ミャンマーが135の民族からなる国家であると言う事実からすれば、新憲法の枠付け/起草やその出現は最も微妙で努力を要する課題である。現時点では代表者たちは権力の分配を扱う微妙な章の起草や、諸州、地区だけでなく自治地域の領土の線引きにあたっている。国民代表者会議は確固とした、安定したものでなければならぬし、時には時間をかけている色々なミャンマー民族間の対立する要求を解決しなければならない。それでも、この代表者会議はミャンマー国民全体がその将来を計画する最良の機関である、それがわれわれの確信である。

28. ミャンマーにおける国民代表者会議の過程をけなす意見も場所によっては聞かれる。しかし、ミャンマーはどの国もその国内状況に最も相応しいシステムを採用する権利を有する、また国民代表者会議が国内のさまざまな集団の間の相違点を解決する唯一の手段であり、それによってミャンマー国民の熱い期待に応えられる、と確信している。

D. 法的側面

29. ミャンマーの法体系は英国慣習法の法体系につらなり、100年以上の歴史を有している。100年以上にわたる代々の最高裁の解釈になる法令や法律が法体系の内容となっている¹²。また、国際分野では、ミャンマーは多くの領域で多くの条約を批准して来ている。

国際的な法律家なら、条約が批准される、またその条約がたまたまその国民に関係する際には、国内立法がそれに続くのでなければならぬことは承知しているだろう。

30. 女性と子どもの分野にあっては、売春と子どもの虐待を防止する純粋国内法が存在する証拠がある。以下の法がそれである。

(a) 子ども法 1993 多くの規定が含まれていて、子どもを搾取、虐待、販売などから守り、子どもの健康や幸福を保証するものとなっている。

(b) 売春禁止法 1949 ミャンマーでは売春は認められていない。公に勧誘する（“誘惑”）するのは犯罪である。女性に売春を強要する、あるいは唆して売春させる、また売春宿を経営することは非合法である。

(c) 刑法 1860 多くの条項で子どもに対する罪に言及している。未成年の少女の調達、海外からの少女の輸入、未成年者を売春目的に売買することなどがその中で取り上げられている。

12 ツン・シン博士『なぜ投資家はミャンマーに投資するのか』ミャンマーの全体像、ヤンゴン、1996

13 子ども法1993、SLORC法第9/93

31. 性的搾取、人身売買や性的目的のための国境越えの子ども売買に対抗する既存のミャンマー法は以下の通りである。

(a) 子ども売春

(a-1) 子ども法

S.66. 以下の行為を犯した者はだれでも有罪なら、2年以内の懲役あるいは1万キャッツ以内の罰金、あるいはその双方に処せられる。

—その保護下にある少女が16歳未満で売春で生計を立てているのを知りつつ放置した。

—その保護下にある子どもを売春によって生計を立てている人と一緒に住まわせる、あるいは交際させた。

(a-2) 刑法

S.372 8歳以下の子どもを雇用、売春、あるいは婚外交渉のために、あるいは違法で不道徳的な目的のために利用する、雇用する意図で、あるいはかかる目的に雇用あるいは利用されるのを承知で、その子どもを販売、賃貸させる、あるいは唆した者は誰でも、10年以下の懲役および罰金刑に処する。

説明1 18歳以下の女性が売春婦に、あるいは売春宿を経営する、または管理する者に売られた、賃貸された、またはそそのかされた場合、この女性をこのようにした者は逆のことが証明されない限り、彼女が売春目的に利用されるのを承知して彼女を自由にしたものと推定される。

説明2 本項では“婚外交渉”とは結婚、あるいは結婚に至らないとしても個人法あるいは属する共同体の慣習法、あるいは異なる共同体の場合にはこれら双方の共同体の慣習法によって擬似的な婚姻関係を構成していると認められる何らかの結びつき、つながりによらない人間同士の性行為を意味する。

(b) 性的目的のために諸国の国境をまたがる子どもの密売買

(b-1) 子ども法

S.17.

—子どもはすべて法に従って養子となる権利を有する。

—養子縁組みはその子どもの利益のために行われるものとする。

—養い親はその子どもの世話・保護監督に責任を持って外国への誘拐、売買、不法な搾取・雇用、虐待、有害な行為、不法な行動に遭わないよう保証する。

(b-2) 刑法

S.360 本人の同意を得ずに、または本人のために同意を与える法的な権限を有する人の同意を得ずにミャンマー連邦の境界を越えてその人を輸送した者は誰でも、ミャンマー連邦からその人を誘拐したものと見なす。

S.361 男性なら14歳以下、女性なら16歳以下の未成年者、または精神異常者をその合法的な後見人から同意を得ずに連れ出す、または唆した者はだれでも、合法的な後見人からこのような未成年者、あるいは精神異常者を誘惑したものと見なす。

説明 本項において“合法的な後見人”とは、このような未成年者などの世話あるいは保護監督を法的に委ねられた人を含む。

例外 本項は自分が非嫡出子の父であると、あるいはこのような子どもを合法的に保護監督できると誠実に信じている人の行為には及ばない。ただし、このような行為が不道徳な、あるいは非合法的な目的のためになされた場合にはこの限りではない。

S.363 ミャンマー連邦または合法的な保護監督から人を誘拐した者は誰でも、7年以下の懲役および罰金に処すものとする。

S.366 その意志に反して結婚を強制する意図で、またはそうなる可能性の高いこと知りつつ、あるいは婚外交渉を強制する、あるいは婚外交渉に誘いこむために、あるいはそうなる可能性の高いことを知りつつ女性を誘惑した者は誰でも、10年以下の懲役および罰金に処する。また、本刑法で定義した犯罪的な脅迫による、権限の濫用、あるいはその他の強制手段の濫用によって女性を婚外交渉をさせる、あるいはそうなる、強制される、あるいはそれに誘い込まれるのを知りつつ彼女をある場所からその婚外交渉に行かせた者は誰でも、前記の罰を受けるものとする。

S.366A 手段の如何を問わず、18歳未満の少女を誘い込んである場所から移動させて彼女が相手を問わず婚外交渉させる意図で、あるいはそれを強制される、それに誘い込まれるのを知りつつ彼女を誘った者は誰でも、懲役10年以下と罰金に処することができる。

S.366B ミャンマー連邦以外の国からミャンマー連邦へ21歳未満の女性を輸入し、別の人間との婚外交渉させようとしたもの、あるいはそれを強制、あるいはそれに誘いこまれる可能性の高いことを知りつつ彼女を輸入した者は、10年以下の懲役および罰金に処すものとする。

S.367 重い苦痛あるいは奴隷状態、または他人の不自然な欲望にさらす、あるいはその危険にさらすために自由にする、またはその人がそのような目に遭う可能性が高いことを知りつつその人を誘拐する者は誰でも、10年以下の懲役と罰金に処すものとする。

S.370 奴隷として人を輸入、輸出、移動、売買、または自由にする、あるいはその意志に反して人を拘束する者は誰でも、7年以下の懲役および罰金に処するものとする。

S.371 習慣的に奴隷を輸入、輸出、移動、売買、密売買または取引する者は誰でも、永久追放あるいは10年以下の懲役および罰金に処すものとする。

(b-3) 売春禁止法 1949

S.12 (1) 売春婦であれ、その意志に反したものでないにせよ、女性を拘束し、以下のいずれかに該当する者はだれでも、3年以下の懲役に処すものとする。

— 一家、建物、部屋、船、車両、あるいは生計が売春によって立てられている場所、あるいはその一部に拘束する、あるいは

— 一家などに女性を夫以外の男との婚外交渉に、あるいは何らかの不道德な目的に利用しようとして拘束する。

(c) 子どもポルノ

(c-1) 子ども法

S.66 以下の行為のいずれかを犯す者は誰でも、有罪なら2年以下の懲役あるいは1万キヤッツの罰金、あるいはその双方に処すものとする。

— 子どもをポルノ映画、ビデオ、テレビあるいは写真に利用する。

(c-2) 刑法

S.292

— ワイセツ図書、パンフ、紙、図画、像、あるいはその他どんなものであれワイセツな物を販売、賃貸、配布、公に陳列した、あるいは何らかの方法で回覧した、あるいは販売、賃貸、配布、公に陳列、あるいは回覧を目的としてそれらを製作、あるいは所持してる者は誰でも、あるいは、

— 前記した目的のいずれかのために、あるいはこのようなワイセツ物が販売、賃貸、配

布、あるいは公に陳列される、あるいは何らかの方法で回覧されるのを知りつつ、あるいはそれを信ずる十分な理由があつて、このようなワイセツ物を輸入、輸出あるいは運ぶ者は誰でも、あるいは、

—このようなワイセツ物が前記の目的のいずれかのために製作、購入、保持、輸入、輸出、輸送、公に陳列、あるいは何らかの方法で回覧されるのを知りつつ、またはそれを信ずる十分な理由があつてビジネスに加わる、またはそれから利益を得る者は誰でも、あるいは、

—何人が本項に反する行為に従事している、あるいは従事しようとしていることを、あるいはこのようなワイセツ物が何人から、あるいは彼を介して調達できることを何らかの方法で広告あるいは周知させる者は誰でも、あるいは、

—本項に反する行為をしようとし出る、あるいは試みる者は誰でも、3ヶ月の懲役、あるいは罰金、またはその双方に処すものとする。

例外 本項は真実、宗教的目的のために保持、あるいは利用される書籍、パンフ、書面、あるいは図画等には、または寺院などに見られる彫刻、絵画等の表現物、あるいは偶像を伝える、または何らかの宗教的目的のために使用、保持される同様のものについては対象としない。

S.293 20歳未満の者に対して、このようなわいせつ物を販売、賃貸、配布、展示あるいは回覧する、またはそれを申し出る、あるいはそれを企てる者は6ヶ月未満の懲役、あるいは罰金、またはその両方に処すものとする。

(c-3) 売春禁止法 1949

S.16 性交中に見つかった、あるいは状況から性交したことが分かった者は、裁判に証人として出た場合には、治安判事に非公開で調べられることがある。

E 子ども人身売買

32. 子どもを売春のために売ることについてコメントされることが多い。これにはミャンマー文化を理解することが必要である。1970年ヤンゴンで発行されたミャンマー慣習法の中でE. モング博士が引用しているダイジェスト1～16のマニューケ・ダマタットによると、「財産を相続できる6つの階層の息子があり、残りの6つの階層の息子たちはそれができない」。

33. 相続できる息子たちとは、オリアサ、ヘッチマ、ケッタヤ、ポバッカ、キティマ、それにアパッティタで、彼らはミャンマー仏教法で合法的に相続できる。この仏教法では子どもの養子縁組みが認められている。他の6つの種類にはマニューケ・ダマタットによると、いくつかの変形がある。ミャンマーではこれらのタイプの子どもたちは売春のために奴隷として売られるのではなく、与えられるのである。理由は裕福で善良な家族に面倒を見てもらう必要のある貧しい家庭の出身だからである。

4. 防止および社会復帰策

34. この時代の生活は相互依存に支配されている。私たちは互いの幸福に責任がある。だからミャンマーでは、政府機関、内外のNGOが協力して防止活動に取り組んでいる。

35. 国境地域・民族進歩・開発問題省は1992年以来、諸国と隣接する町に8ヶ所の研修センターを設立している。これらのセンターではこれらの地域に住む民族の異なる少女や女性に職業訓練を行っている。3ヶ月コースで実施され、現在まで3930名の研修生がコースを終了した。5ヶ所の町では協同組合が結成され、これらの研修生が収入のある活動を開始している¹⁴。

36. 社会福祉局では州と地区で家庭科学研修コースを実施している。その研修計画の主な狙いは、若い女性、少女たちが収入のある活動を行い、家政に関する知識を身につけ、また、家族の世話をできるようにすることにある。

14 国防省戦略研究所「国家統一に資する社会・経済要因に関するシンポジウム」ヤンゴン、1996

37. 情報省ではニュースや情報の普及にあたっている。この省の情報・広報部（IPRD）は図書館を設立、若い女性、少女たちが書籍、ジャーナルやその他の刊行物を利用して、社会問題、宗教、健康、スポーツなどに関するニュース、情報を得られるようにした。それによって彼女たちの道徳や身体の発達に積極的な効果が考えられている。国境地域を含めて、ミャンマー全体で302ヶ所のIPRD事務所があり、それぞれ“子ども読書室”が図書館に併設されている。テレビやビデオも娯楽、教育両面で利用できる。

38. 移民人口省は合法的な移住女性が人身売買人の犠牲となることのないよう、専門委員会で十分配慮して選抜を行う手段を制度化している。東部シャン州では、最近その地域司令部が最近、人身売買の抑制のために25歳未満女性による国境を越えてのタイへ旅行に関してその制限策を課した。16歳から25歳の女性は国境を越えることは許されていない。ただし、法的後見人が随行する場合は例外である。しかし、この種の措置は国境が長く、穴だらけなので見つかることがなく、国境を越えることを防げず、効果を十分にあげていない。

39. 密売買される危険のある女性、少女たちはエイズにかかる恐れがあるので、保健省では国境地域にとくに的を絞ってHIVの抑制策を講じている。タチレク（東部シャン州）やカウトング（タニタリ地区）では、町のエイズ委員会だけでなく、エイズ支援グループも結成されている。これらの支援グループには裕福な地域共同体のメンバー、宗教指導者、および保健職員も加わっている。町の医療担当官が支援グループの事務長か顧問を務めている。これらの支援グループはエイズに感染した地域共同体メンバーの社会的、経済的、また健康面に関わっている。1997年5月現在、4～5名の女性が確認されているだけである¹⁵。

40. これらの町では、地域共同体開発ボランティア（CDV）が研修を受けてきている。これらボランティアは地域共同体のメンバーであり、大抵は赤十字、母子福祉協会、消防隊などの地域のNGOのメンバーか、あるいは助産婦や伝統的な出産世話人のような保健ワーカーである。

41. CDVの主要な役割はエイズに焦点を合わせた保健教育の普及である。また、エイズに感染した人々、エイズとともに暮らす人々の相談にのったり、その世話をしたりしている。カウトングでは1993年のプロジェクト開始以来、どの村、どの区でもCDVがいる。タチレイクでは5ヶ所の村落地域にすでにCDVがいて、また全18の村落地域が今年、CDVが置かれることになっている。ダウエイやミエイク（タニンタリ地区）では5つの村がCDVを有している¹⁵。

15 ミャンマーエイズプロジェクト、保健省、ヤンゴン、1997

16 タニンタリのエイズ：防止・ケアプログラム、世界ビジョン、ミャンマー、1997

42. カウトングではHIV陽性率が妊娠中の母親では1992～93年の6～7%から1996年では1.2%に減少している。地域共同体の反応は過去5年間では大変良好である。エイズ教育は全家庭を対象に大変効果を挙げているが、主として家庭の女性が教育されて来たためと思われる。

43. 現在、ミャンマーエイズプログラムでは全州、全地区で病院を拠点にしたケアおよび相談事業を実施している。モンスーンの終わる時期までには東部シャン州でこのようなケアや相談事業を行う計画である。

44. 世界ビジョンインターナショナルと実施して成功を収めている国境を越えたプロジェクトがふたつある。カウトングーラノングプロジェクトとタチレイクーメサイプロジェクトである。前者はこの種では東南アジアでは嚆矢であり、かなりの成功を収めている。妊娠女性のHIV陽性率はミャンマーやタイ側で下がって来ている。後者のプロジェクトは1996年末に始まり、またミャワディーメソットプロジェクトが現在、計画中である。

45. カウトングでは、この国境の町への訪問者はいずれも現地当局へ出頭しなければならない。毎週、HIVエイズ教育が地方法秩序回復協議会事務所でこれらの訪問者を対象に行われている。また、ミャンマーの他の州、地区から来た少女、女性がいて、カウトングに唆されて来て、故郷の町に戻りたい場合には、彼女たちに帰郷するための費用が出される。

46. ミャンマー女性問題委員会は1996年7月3日に結成され、女性の進歩のために組織的な活動を行っている。この委員会は社会福祉・救済・再定住大臣が委員長を務めている。それに続いて、ミャンマー女性問題作業委員会も同年10月7日に設立され、女性問

題の行動計画を実施に実施に移すことになった。教育、健康、文化、経済、対女性・女の子暴力に関する多くの小委員会が設けられた。これらの分野がとくにミャンマー女性に関わりが深いと判断されたためである。ミャンマーの指導者たちはこれらの委員会に援助、指導の手を差し伸べ、女性の進歩に関する彼ら指導者の政治的責任を明らかにしている。

47. 上記分野での活動を実践するために、女性問題委員会が州や地区レベルでも結成されている。委員会は官僚だけでなく、NGOや民間の個人から構成されている。

48. ミャンマー女性問題作業委員会は5つの州・地区でその活動を訴える集会を開き、成功している。多くの地域だけでなく、各州・地区では重点地域を選択している。マンドレイ地区は問題領域として少女-子どもを選び、サガングでは女性と文化をテーマとした。カチン州では教育を、ヤンゴン地区では対女性暴力に集中している。さらにアエワラディ地区は女性の健康に焦点を絞ることにした¹⁷。

49. 地方NGOの一つであるミャンマー母子福祉協会でも保護活動にあたっている。内容として、

(a) 学校から脱落する恐れのある少女に対して、奨学金を出して正式の教育の機会を提供する；

(b) 少女や女性に職業訓練を行う。大体、裁縫、ジュース・ジャム生産、料理教室などである；

(c) 女性向けに収入になる活動に備えて少額のクレジットおよびローンを提供することが挙げられる。

このようにして、貧困を減らし、収入を生み出す手段によって人身売買と戦っているのである。さらに草の根レベルでの協会のメンバーたちは女性や家族のHIV/エイズ教育にも取り組んでいる¹⁸。

50. ミャンマー赤十字協会および連帯開発ユニオン協会もHIV/エイズ教育では活発な役割を果たしている。

51. ミャンマー女性企業家協会は店主たちの間のクレジットグループを回るだけでなく、市場で売り手である女性のためにクレジット・ローン計画に関与している。

52. フランシスコ・ザビエル・バグヌード協会 (AFXB) は国際的NGOで、同じく防止プログラムを持っている。通常、同じ屋根の下に住む親戚や幼いきょうだい同士である、危険状態の若い女性をとくに(売春婦の)社会復帰グループとして含めた防止計画を持つ。このプログラムではまた、ストリートチルドレンや働く子ども(親がいるが、その乏しい収入を補うために働いている)、ほったらかしにされている子ども(貧しいひとり女親、未亡人、離婚女性など)の子ども)、さらにエイズ感染者のいる家庭で暮らす子ども等にも対処している。

53. 非公式の教育や職業技能訓練を行う訓練センターがある。教師はまた、学生を4年、8年レベル標準試験に準備させる。読み書きできない子どものための特別クラスが設けられている。職業訓練では若い女性に技能労働者のレベルまで引き上げようとしている。これには刺繍、クロスステッチ、織り物などが含まれる。複合訓練は3年以上行われ、その間に学生は強さ、知識、信頼および個性を身につける。これらを学べば、学生は相応の収入を得る活動ができるだけでなく、一般として安っぽい約束やいかなる虐待の犠牲になることも少なくなるのである。

54. 現在、活発な研修センターが2ヶ所ある。ヤンゴンに1ヶ所、もう1ヶ所がマウラミヤングで、併せて150名程が研修を受けている。

17 ウィン・メイ博士：ミャンマー女性問題委員会、ミャンマーの新しい光、1997

18 キキラ：ミャンマー母子福祉協会、ミャンマーの全体像、1997

社会復帰活動

55. 社会福祉局は少女用に訓練学校2校、成人女性向けに職業訓練学校4校を設立した。子ども法の規定、ケアを要する女の子が少女用訓練学校に入り、社会復帰に備えて教育、職業や社会復帰のための研修を受けている。

56. これらの施設の目的は、幼い孤児や極貧の少年少女の社会的、知的また身体的発達を図り、尊敬に値する、有用な国の市民として共同体社会へ復帰させることにある。

57. これらの施設は閉鎖的なそれではなく、どの収容生徒も義務基礎教育に通わなければならない。その資質に応じて、子どもたちはその勉強を継続するよう奨励されるし、勉強を続ける興味のない子どもは、職業訓練が受けられる。

58. 女性福祉事業の分野では、社会福祉局が17～18歳以上の極貧の、社会的に障害をもつ女性向けに女性の家2ヶ所をヤンゴンとマンダレーの設けた。収入を得ることのできる技能訓練、織り、仕立て、刺繍、クリーニングなどで、狙いが最終的に社会への復帰に置かれている。女性たちはその労働の対価をもらい、それぞれ、貯金通帳を持っている。

59. 1949年売春禁止法で逮捕された女性には成人女性職業訓練校が4校、ヤンゴン、マンダレー、ミエイクやキネトンに設けられている。職業訓練、健康管理カウンセリングやガイダンスが行われていた。

60. 防止手段として、家政研修コース、デイケア指導者のための研修コースが州・地区レベルおよびヤンゴンの社会福祉訓練校で開催されている。

61. さまざまな理由から極貧の18歳以上の女性の世話にあたるため、女性センターが

ヤンゴンとマンデレーの2ヶ所に設けられている。そこで彼女たちは「研修しつつ生産、生産しつつ研修」のスローガンにしたがって職業訓練を受けている。

62. 州や地区の中にはボランティア組織が女性センターを開き、彼女たちの世話にあたっているところもある。ミャンマー全体でこのようなセンターが6ヶ所ある。

63. 1992年9月、タイで強制売春をさせられていた95名の女性が救出され、ミャンマーに送還された。彼女らには医療、カンセリング、社会復帰、職業復帰の便が図られた。

64. 若い女性の強い願い、その可能性、健康状態および経済的な現実に基づいて、AFXBでは創造的な社会復帰プランを立てた。総合的アプローチとして、以下を含む。

—利用者の活発な関与。

—個人の状況を考慮するとともに、個人的なフォローアップを保証。

—エイズカンセリングチーム、保健省および医師団とが設けた協力、照会システム。

戦略的な干渉には以下を含む。

—ケース、グループおよびコミュニティワーク

—積極的な自己概念の高揚

—積極的社会的技能訓練

—教育および職業ガイダンス

—収益を生む活動

—教育

—就職

—結婚カウンセリング

—医療相談照会

—フォローアップ

—モニタリングおよび評価

65. 利用者の多くはもはや売春をやっていないし、情緒的に安定して来た。自己を主張できるようになり、以前より幸福になっている、他人との関係に入り込んでいる。

66. 95名のCSW以外に、24名の女性、少女がタイからモン州やバゴに送還になった。

67. このアプローチは当該個人の職業復帰だけでなく、家庭環境も視野に入れているかなり独特のものであり、“貧しい人々の中でも貧しい人”に向けられている。

68. AFXB利用者は1996年11月に実施された“マトティンガン”織り物大会に参加し、賞を取った。これは研修生の励ましになり、彼らの自己評価を高めた。

69. 9名の少女が4年次標準試験に合格した。修道院教育を受けていたもので、さらにひとりが8年次標準試験に合格した。これらの学業上の成果によっても、利用者たちの自

己評価が高まった¹⁹。

19 フランシスコ・ザビエルバグヌード協会報告、ヤンゴン、1997

5. ミャンマー（ビルマ）へ戻った帰国者の取り扱い

70. 移民人口局は95名の女性を受け入れたが、彼女たちはタイで性的虐待を受け、売春を強制されていた。保健局、社会福祉局、ミャンマー警察および移民人口局から派遣された職員を含む特別な社会復帰チームが結成された。これらの女性は医療、カウンセリングサービスや社会的支援を受けて自尊心を回復して家族に戻るようになった。地域ではフォローアッププログラムも関連部局、現地当局と調整しながら実施された。

71. 1993年9月、AFXBおよび保健局、ミャンマーエイズプロジェクトは社会復帰に備えて95名のCSWのための試験プロジェクトを作成した。内容は以下の通りである。タイからの95名のCSWの送還組のうち、

- 40名は個々の方法で援助を受け、現在いろいろな活動、すなわち自分のビジネス、技能研修、雇用されている、などである。
- 20名はいままで家族と連絡がつき、AFXGが提供するいろいろな可能性について情報を得ている。現在、彼女たちは故郷を出ているので、連絡がつかない。
- 35名はまだ連絡がついていない。連絡のつかない地域に居住している。
- 95名の最初のグループのうち4名はエイズで死亡した。
- 8人はヤンゴン地域からプログラムに加わったが、途中でひとりがエイズのため死亡した。

以下の表は社会復帰を果たし、現在自分の仕事上の関心、技能に応じていろいろな活動に関わっている人のうちから数例を挙げたものである。

| 氏名 | 活 動 | 予 防 | 追加援助 | 備 考 |
|-----|-------------------------|----------------------------|---------------|-----------------------|
| Aさん | パルスクリーニング | — | 住宅頭金 3輪車頭金 | 成功 |
| Bさん | 米の販売 | — | — | 成功 |
| Cさん | 仕事：料理用油、米、石鹸 味付けパウダー | 娘 1 デイケア | — | 成功 |
| Dさん | 仕事：食料品露店 | 息子 1 通学 | — | 模索中 |
| Eさん | 仕立てコース | 息子 1 デイケア | — | 進行中 |
| Gさん | 料理研修 | 妹 2 通学 妹 1 デイケア | — | 94年1月8日 開始 |
| Hさん | 秘書コース NCCコンピュータコース | — | — | 進行中 |
| Iさん | VTSAWで刺繍、裁縫 | — | — | VTSAW 在院者 約千K貯金 |
| Jさん | 刺繍研修 | 娘 2 通学 娘 1 (里子) | — | 94年1月8日 開始 |
| Kさん | 仕事：料理用油 | 息子 1 通学 息子 1 デイケア | 住宅頭金 | 成功 |

6. 事例研究

72. 以下はタイから送還された95名の性労働者のうちのふたりからの聞き書きの事例研究である。

事例1

73. “マ・ラ”（仮名）さんは現在、社会保健局の女性の家に住んでいる。21歳でAFXBの研修センターに通う。このプログラム利用者のひとりで、（初等教育と同等の）基礎教育の4年次標準試験に合格したこと、クラスでは2番であることを面談者に誇らしげに語っている。裁縫やかぎ針編みも得意である。

74. 3歳の時、トンギーの映画館で捨てられ、老齢の未婚女性の養子となった。この女性は兄弟姉妹、姪、甥など大家族で1軒家に住んでいた。マ・ラさんは6年次（中学校）まで通学したが、その6年次で試験に落第し、限られた収入しかない養母と葉煙草工場（家内工業）で働く決心をした。一方、彼女は養母の家族との問題を抱えていた。その頃、友達のひとりが国境を越えて裁縫をすれば、たくさん金が稼ぐことだできるし、母親の世話もできると云って来た。それに賛成すると、その友達の母親が彼女をトンギーからケンツングへ、さらにタチレイク、マエサイへと連れていった。彼女はその友達の母親に自分の母親に1万Kやってくれるよう頼んだ。彼女はそこに1ヶ月いて、性労働者として働いた。それから1ヶ月してバンコックへ、ついでマレーシアとの国境いのクンロンへ連れていかれた。2ヶ月そこで働いた。タイでの扱いは良かったし、医者が毎週検診してくれた、と彼女は云っている。

75. それから彼女はマレーシアへ送られ、部屋に監禁され、外出できなかった。そこでは惨めになり、もうひとりのミャンマー人少女やふたりのタイの少女と逃げた。

76. 彼女は“これから研修センターに毎日通う。4年次試験に合格した。現在は5年次です。縫い方も刺繍もかぎ針編みも知っている。母の許へ戻り、若いとき自分がしたことを許してもらおうつもりだけど、母は私に会いたくないと云っている。それも理解できる。彼女や家族に恥ずかしい思いをさせたから。他の若い少女たちに他の人に惑わされないように、自分でどう稼ぐか学んで行くように”と語った。

事例2

77. マミヤ（仮名）さんは22歳。彼女は3歳の時に養子にされたが、それを知ったのは10歳の時だったと云う。タンウェレーに住んでいたが、ここはヤンゴンの郊外のひとつである。家族は両親、ふたりの兄、弟がひとりだった。中国系の学校に3年次まで通い、その後、アヒルのたまごの保存加工で家計を助けた。

78. 彼女の友達と一緒にラノングへ行って売り子とした店で働こうと説得した。全部で9名（男の子も含めて）一緒に行き、リーダーは前にタイで働いていた若い女性だった。船でカウトングへ行き、そこでリーダーの友達に会った。それからモーターボートでラノ

ングへ渡った。ラノングではしばらく、喫茶店にほっておかれ、それから何人かの女の子達が連れて行かれた。その後、彼女ともうひとは“君たちは私らに売られたんだ。言うことを聞かないと、ボスが君たちを殺す”と云われた。ふたりは泣き出し、家に戻りたいと云った。すると部屋に3日間閉じこめられ、それから別々にされた。彼女は別の部屋へ連れていかれ、男たちとのセックスを強制された。これが1年半続いた。月300パーツ与えられた。その売春宿にはミャンマー出身の女性、少女たちが50人いたが、イーカウ民族や他の民族の女性も含まれていた。検診は受けなかったが、彼女は避妊注射をされた。それからバンコックへ連れていかれ、そこに3ヶ月滞在した。部屋に閉じこめられ、外出はできなかった。ふたりの妊娠女性を含むこれら若い女性たちは、ホテルからの逃亡を決心、ある早朝、彼女たちの集団は世話係の食事に睡眠薬を入れ、彼らが寝ている間に逃亡した。深夜2時ごろ逃げ出したが、金がなかったので、同じ集団の何人かによって彼女と別のふたりはまた、別の売春宿に売られた。翌朝、憔悴しきって寝ている間に、最初の売春宿から彼らやってきて、彼女たちを打擲した。そして最初の売春宿に連れ戻され、そこで殴られ、部屋に閉じこめられた。水も食べ物も与えられなかった。それから彼女たちは“殴りたいのか、それとも殺されたいのか?”と訊かれた。そこで打たれる方がいい、と彼女たちは答えた。それで彼女は口から血がでるまで胸部を殴られたり、蹴られたりした。気の済むまで殴ると、彼らは彼女に風呂に入り、体をきれいにするように云った。そして窓のある部屋に入れた。

79. 10日後、彼女はあるミャンマー人に会った。彼は国へ戻りたいか、彼女に尋ねたが、その旨を答えると、彼は我慢するようにと彼女に云った。1ヶ月後、その売春宿は手入れを受け、ふたりは同じような家に1ヶ月間、留め置かれた。

80. 帰国以来、養母の家庭と連絡があり、訪問したことがあると云ったが、そこへ戻り、一緒に暮らすことはなかった。社会福祉局の女性の家に住んでいる。

81. 彼女は研修センターで職業訓練を受けているが、正式教育はもう受けようと思っていない。AFXB社会復帰プログラムの利用者である。

82. これがミャンマー政府が人身売買の犠牲者のためにやってきた、また現にやっていることについて、滅多に、あるいは決して聞くことにはない話あるいは事例である。しかし、これらはミャンマー政府がした十分な努力に対するかなりの疑いを覆す、厳然たる事実である。これらの努力は十分であり、効果的でもある。世界は真実を知る必要があるし、ミャンマーがはっきりと口に出す時が来ている。

7. 将来に向けて

83. ミャンマー女性の人身売買の将来はよく考慮しなければならない。上に述べたように、現況ではミャンマー女性の人身売買について書かれたものがすべて真実と云うことにはならない。実態をきちんと掴むために考慮すべき事実が多い。

84. ミャンマーはこの非合法的取引を抑え、やめさせるために最大限の努力をすることになるだろうし、社会福祉局が帰国者の社会復帰、定着に最善を尽くすことに変わりはない。保健省もまた、エイズ感染女性の治療にあたり、国境地域・民族進歩・開発問題省では開発努力を継続することになる。ミャンマー国民はこれらの女性が面倒見なければならない親類縁者であることを決して忘れない。

85. 社会福祉局ではまた、地域レベルの機構からさらに進展させて、女性の人身売買を防止する全国レベルの機構の設立を計画している。

86. この全国機構は町レベルから始められるが、これは町委員会での草の根レベルのものである。また、地方委員会、州、地区委員会、全国委員会も設けられることになるだろう。これらの委員会は隣国の同様の委員会と連絡、協力しあうことになると思われる。

87. 国際分野では、ミャンマーは女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃を求める協約を批准する手続きを取っている。ミャンマー連邦政府はすでに、1997年7月8日に国連常駐代表に批准書を送付した。内外のNGOはさらに努力を重ね、人身売買の根を断ち、人身売買人の罪のない被害者の社会復帰に尽力することになるだろう。

8. 結語

88. “一方の当事者だけの話を聞く人は半分しか聞かない (アイスキュロス)”。それで女性の人身売買に関するミャンマーにおけるその全体像を提示し、皆さまに私どもの視点を理解していただくとしたわけである。

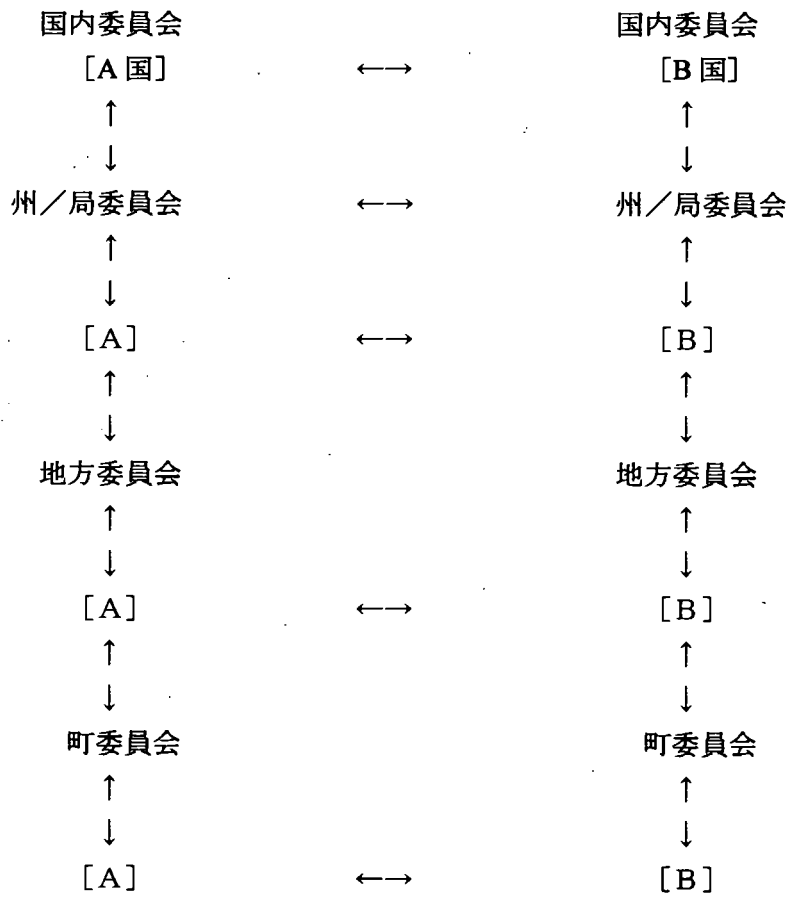
89. ご承知のように、多くのことが成就されたが、まだ多くのことをなす必要がある。今日の世界はひとつの大きな村であり、1国で起こることが他の国にも影響を与える。それだから女性の人身売買を絶滅させる今後の行動計画では、この要素を検討に入れなければならない。2国間だけでなく、多国間の協力、調整がないと世界に浸透しているこの悪徳に終止符を打つことはできない。地方、国内外の人身売買ネットワークの解体は諸国間の大きな協力、協同の領域である。女性の人身売買を撲滅できるのは国際的連帯と努力によってのみ可能である。したがって、世界、国および地方レベルで状況に立ち向かう戦略を開発する必要がある。その場合にのみ、私どもは“犯した罪以上に非難される”(シェクスピア・リア王) 女性や少女たちを保護できるだろう。

| プログラム | 利用者 | 目 標 | イベント内容 | 1年目 | 2年目 | 3年目 |
|-------|---|--------------------------------|---|---|-----|-----|
| 教育と研修 | 危険状態の人 同上の親戚 恵まれな い人 ストリー トチルド レン | 通常 の 社 会、教育、 職業面での 発達 | オリエンテーショ ン 資質査定 教育・職業ガイダ ンス 職業紹介 | | | |
| | 学 齢 の 子 ど も 学 齢 外 の 子 ども | 標準試験 理論および 実践的試験 | 正式教育 AFXB センターでの代 替教育および追加 職業技能研修 および／または 徒弟修業 | 既存の教育体系による学校教育 の支援 | | |
| 再統合 | CSW | 生活様式の 変更 | オリエンテーショ ン 社会／経済的評価 活動カウンセリン グ 決定 | | | |
| | | 自信、自己 評価 維持性 責任 | 支援とガイダンス ガイダンスフォロ ーアップとフィー ドバック カウンセリング ダメージコントロ ール 危機干渉 医療照会 | 無識字者のための最低限レベ ル 4年次試験準備 内部：AFXB ワークショップ 外部：関連ワークショップと ビジネスネットワーク | | |
| | | | | 商売のための支度金（個人、 夫、家族と共同） 内外研修コース 追加職業教育 研修期間中の子ども支援 （里親&デイケアと学校） 家族支援（住宅） 医療支援 | | |

AFXBプログラムの利用者の定義と範疇

| 再統合 (R) | | 防止 (P) | |
|------------------|--|--|---|
| Rの人 | Rとの関連別個人タイプ | 基準 | 特定事例 |
| 1 “活動” していた人 | 1) 直接の子ども ; ケア、教育費、医療費支援による 2) 夫 ; 共同活動への統合による 3) 家族、親、きょうだい ; 住宅支援による | 1 きょうだい / 親 戚 2 感染者と家族で暮らす被扶養者 (子ども) 3 “危険状態” の若者 4 既存の教育システムを利用できない若者 (とくに貧困の一人親、未亡人、離婚女性の子ども) | 1. 成人に達した R の人で AFXB の支援の続く、その子ども 2. 特定状況のために (年齢超過) 通常教育に通えない R の人の子ども 3. ストリートチルドレン |
| R の人の名前で登録された関連者 | | どの人も個人的に登録される。 | |

地域女性人身売買防止機構の設立のために



相互協力

- (1) 情報交換
- (2) 売買人人やギャングに対する共同行動およびA B国間の調整
- (3) 地域年間ワークショップおよびセミナー
- (4) 需要供給削減戦略の開発

(財) 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、1995年7月、日本軍が関与して「慰安婦」とされた被害者の癒しがたい苦しみを受け止め、少しでもその苦しみが緩和されるよう力を尽くし行動することが、耐え難い犠牲を強いた日本の責任を表すとの認識から、市民と政府が一体となって発足いたしました。従って、基金の目的の一つは、「慰安婦」制度の被害者への国民的な償い事業です。それは、1) 被害者の方々の苦悩を受け止め、心からの償いを示す事業、2) 国としての率直なお詫びと反省の表明、3) 政府の資金による医療・福祉支援事業、4) 「慰安婦」問題を歴史の教訓とするための事業です。被害者の方々は、長い間沈黙を強いられ、高齢となられた今、償いに残された時間は限られています。そのため、アジア女性基金としては、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで、この事業に取り組んでいます。

同時に、女性に対する差別や暴力が「慰安婦」問題を生んだ背景にあるとの認識から、アジア女性基金のもう一つの目的は、今日の問題である女性への暴力あるいは人権侵害に対して、積極的に取り組み、二度と「慰安婦」問題を生まない社会を作る事業です。その活動には：

- 女性が今日直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害について
の原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するカウンセリングおよび
自立支援等があります。

基金の事業や活動についてのお問い合わせ、出版物のリスト等をご希望の方は、下記の住所にご連絡下さい。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

住所: 107-0052 東京都港区赤坂 2-17-42

TEL: 03-3583-9322

FAX: 03-3583-9321

e-mail: dignity@awf.or.jp website: <http://www.awf.or.jp>